

委員長 休憩を解いて再開いたします。 (11時30分)

議員の方をお願い申し上げます。質問の趣旨をわかりやすくお話しをお願いいたします。

それでは82ページから121ページ、民生、衛生、農林水産費から再開いたします。御質問のある方は挙手をお願いいたします。

飯田委員 まず99ページと115ページ、それと117ページ、質問させていただきます。99ページはですね、一番上のほうの19番、子育て世帯臨時特例給付金というのが出てますけど、これ消費税の上った関係だと思んですけど、臨時という言葉がついてるようですね、何年だけというふうになるのか、あるいはこれから今後10%まで上がる見込みありますよね。そうした場合ずっとこれが継続されるのか、ちょっとその辺聞きたいのと、115ページ、これは一番下の自然休養村管理費の中で、やまびこ館施設指定管理委託料というのが24万7,000円出てますけど、今、このやまびこ館というのはですね、どういうふうな使われ方してるのかということと、今後の、私も余りここで何か使われてるといふ話はあんまり聞いたことないんですけど、これからですね、どういうふうな利用を考えておられるのかということ、ちょっとお伺いしたいと思います。

それと117ページ、動物村の収支なんですけど、動物村管理に要する経費ということで944万円出てます。それと収入のほうでですね、動物村というか、ドッグランの収入がですね、約800万ぐらいあったと思んですけど、もう少しで損益分岐点届くのかなというふうな気持ちがあるんですけど、町が関係してる施設がですね、すべて赤字で町の補助金がなしでは成り立たないというふうな状況からですね、このドッグランは何とか自前でですね、やっつけていけるのかどうか、その辺もちょっと教えていただきたいと思います。以上3点です。

子育て健康課課長補佐 1つ目の御質問になります、子育て世帯臨時特例給付金についてということでございます。御承知のとおりですね、子育て世帯臨時特例給付金、これにつきましては昨年度より行った厚生労働省、国の施策の一つとして、消費税の引き上げに伴ったその影響を踏まえてですね、子育て世帯に対して臨時

特例的な給付措置として給付金の支給をしたという、するというようなものでございます。昨年度もそうでしたが、今年度もですね、昨年から引き続きということで行っているものでございますが、補正の中で昨年もことしも、今年度も上げさせていただいて、急遽行っている事業ということでございます。これにつきまして、消費税の引き上げを、これからさらに引き上げということも予定をされているところではございますが、国の施策の中で来年度以降どういふふうになっていくかということは、今現在の段階では特に情報等入ってございません。引き続き行っていくものになるかどうかというのは、今後も国の動向を踏まえた中で都道府県を初め、市町村もそれに伴って行っていくというような事業でございますので、現状としましては来年度以降についての行いかどうかというところは、特に情報はございません。以上です。

観光経済課係長

委員御質問の、やまびこ館の利用状況につきまして御回答させていただきます。26年度の実績といたしまして、年4回の利用がございました。虫沢の町内会、ハイキングの休憩、またYGLの講習会など、そういった研修会等で御利用いただいているところでございます。人数につきましては60名といった状況となっております。ここの利用につきましては、現在の指定管理者として自然休養村…あ、養魚組合さんですね、のほうにお願いしてるところですので、こちらのほうでまた、ここですね、平成27年度末をもちまして、一応指定管理のほうが更新となりますので、その中でまた活用につきましても、よりですね、効果的に使っていただける方法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、ドッグランにつきまして回答させていただきます。平成26年度歳入といたしましては、トータルとしまして832万3,732円の収入に対しまして、維持管理経費等、工事費を除きましてですね、900万5,259円かかってございます。この差し引きいたしますと68万1,527円の赤字と現在となっております。こちらにつきましては、昨年度から定休日ですね、火曜日の定休日を設けたり、また、雨の日についてはお客様が少ないようであれば臨時休園をするといったようなことを導入しまして、収支のバランスをより保てるように、今のところそういったことを工夫しているところでございます。以上です。

飯 田 委 員 まず99ページの子育て世帯臨時特例給付金、これは年齢は何歳から何歳までで、それで1人幾らということあると思うんですけど、この辺はいかがでしょうか。

子育て健康課課長補佐 すいません。給付金の対象はですね、児童手当の対象者ということになります。なので、実際には、そうですね。0歳から中学生までの対象となります。去年は1人当たり1万円を支給してございます。ことしにつきましては3,000円ということでございます。以上でございます。

飯 田 委 員 わかりました。これ消費税が例えば10%上がったからといって、この金額が上がるというあれは、話はまだこれから先の話で。

 次にじゃあ、115ページのやまびこ館のほうへ行きます。27年度以降、26年度の決算ですよ、これは。それで27年度の今までの使用状況みたいなものはわかりますか。

観光経済課係長 27年度、これまでどういった状況で実施、利用されてきたかといった資料は、今現在ちょっと持ち合わせていないため、今、把握できておりません。

飯 田 委 員 それ聞いたのはですね、実は先ほどの回答の中で、27年度以降は活用について検討したいというふうなことをお伺いしたんですけど、もう27年度も半分以上、半分過ぎてますよね。それをずっと、じゃあどんな使われ方してるのかなと、今までね、聞いたんですけど、特にわからないということなんですかね。

観光経済課係長 27年度につきましては、委員おっしゃるとおり、今、指定管理のほうにお願いしているところですので、ちょっと状況がわからないんですが。ただ、過去三、四年の状況につきましては把握しているところです。そちらを見ましてもですね、今のところ主だって研修施設としての利用が主だといったところですので、そのあたりでですね、あそこハイキングコースなんかの終着点と起点となっておりますので、その辺も踏まえた上で、視野に入れた中で活用についても検討していきたいというふうに考えているところです。

飯 田 委 員 せっかくの施設なんでね、特に寄の場合そういう施設が少ないんで、とにかくいい活用方法をですね、やっぱり検討していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

あと117ページの動物村、マイナス68万だということで、非常に前の動物村よりドッグランのほうが成績がいいなというふうな感じを受けてるんですけど、これは一つに、さっき雨が降ったときにはもう中止にしちゃうとかです、う話あったんですが、雨が降るとやっぱりお客さんは少ないのはわかるんですけど、ゼロという感じなんですかね。ゼロというか、あるいはゼロに限りなく近いとか。というのは、店を…店というか商売やってる限りね、1人でもお客さんがいれば店を開けなきゃいけないというふうな考えの人って多いですよ。それがその店の信用につながるんだというふうなことで、ドッグランなんかにしてもね、きょうはそういうふうな天気だからね、お客さんのほうでわかればいいですよ。きょうはこの日だからやってるはずだといって期待してわざわざ寄まで来たら、実は雨のため閉館してたと。そういうふうなお客さんを裏切るような開館方法は実際とられちゃいますよね、これだとね。それはどういうふうにお考えでしょうか。

観光経済課係長 ただいま委員のほうから御指摘いただきました件につきましては、一応雨の日につきましてはですね、ほぼこれまでも利用者のほうはなかったといったこともあったということとですね、あと、今、実情としまして、土・日につきましては大分利用いただいている件数が多いため、先日の雨、防災訓練のときですね、降ったときなんかは事前にお客様のほうから、本日大丈夫ですかといったようなお問い合わせをいただいた上でですね、そういった場合については利用者の状況を踏まえて休園しないです、そのまま継続するといったようなこともしております。ただ、平日につきましてはこれまでの実績から、ほとんどですね、荒天の場合には中止とさせていただいているような状況でございます。

飯 田 委 員 あと68万というふうなことなんですけど、今後の見通しは何とかこれは1年以内、あるいは2年以内にクリアできそうだとか、その辺の自信はいかがでしょうか。

観光経済課係長 改善点等々、いろいろまだ残ってることをですね、これから見直した上で、必ず黒字化できるようにですね、いろいろ理事者等とも相談した上で進めてまいりたいという意気込みでございます。よろしく願いいたします。

飯 田 委 員 もう少しなんでね、頑張ってお願ひしたいと思います。終わります。

委 員 長 ほかにございますか。

小 澤 委 員 先ほど課税保留のところできき地の話をしたんですけども、そのきき地
が草ぼうぼう、あるいは木も生えちゃってる。一人二人じゃとても処理でき
ないという問題で、これは町のほうでどこの課が処理をしていくのか。これ
は総務なのか商工なのか、あるいは衛生なのか、ちょっとその辺、私、担当
わかりませんが、そういった場合の町の対応というものについて、ち
よっと教えていただきたい。

委 員 長 何ページ。

小 澤 委 員 どこに入ってくるのか、不勉強でちょっとわかりませんが、衛生な
のか、商工なのか、総務なのか。

参事兼総務課長 小澤議員お尋ねのところは、個人の土地ということですよ。今、町とし
てはきき家対策とかやってる中で、やはり個人の家には勝手に入れないとい
うこと。法律もできましたけど、それでもなおかつ簡単にはできないとい
うことの縛りがあります。なので、個々の家の問題はその家の中で解決して
もらいたいというのが正直なところです。ただ、過去の事例で、枝が出てま
す。敷地はみ出して町道まではみ出してますというような場合に、それは切
らせてくださいと申し入れていったとかという例は、個別の例はございます。
ただ、原則で言いますと、今の例でもどこの課に属するというよりも、まず
町は、まず最初にはタッチできない話だなというところからです。それがき
き家で、その環境の問題とか、防災上・防犯上の問題となったときに、それ
ぞれの中で知恵を出した中で、相手を探してどうにかしてくれという話を持
っていくとか、そういう話になろうかと思いますが、はい。

小 澤 委 員 先ほどの話の中でね、土地の相続が決まっていなために法定相続人も手
が出せない。けどほっぽってあるので、やはり草ぼうぼう、木まで生えち
ゃっている中で、その中にへびがいたりハチがいたりして、近所で困って
いる。このことについて個人の土地でありますから、周り、自治会も手が出
せない。どこへ連絡したらいいのかもわからない。そういう中で町のほうとし
てその辺の対応をとっていただかないと、この問題、処理ができないんです

よ。個人の土地だから町も手が出せない、自治会も手が出せない、個人も手が出せない。じゃあそのままずっと10年も20年もほっぽっておくんですか。今、現実にもこういう問題で困っているんですけども、その辺の町の対応はどのようなふうになりますか。

定住少子化担当室長 今回の質問です、まず空き家対策の空き家法におきましては、基本的に建築確認の建物について、そこが端的な建物という条件があった上で、空き家法を介して、空き家法のガイドラインに基づいて特定空き家というものを町が定めます。それに対して指導、助言をですね、していくような形に対応はなると思います。最終的に町としてその相手方がつかめないということについては、告示をして略式代執行という形の方法をとって、最終的には費用については基本その所有者に払ってもらうんですけど、代執行して更地にするということはできます。

空き地ですね。空き地に対しては空き家法の対応にはなりません。法にはなりませんので、今現在はその、例えば環境部門で著しくその環境に、町民に生活の保全を侵しているということの状況であれば、その担当部署が今、現状行って、その連絡があった方と調整をして、その所有者の方がもし…これ個人情報関係もあるので、その辺はまだできていませんので、その辺をやっているところでは、ほかの市町村では環境部門で条例を制定してるとかいうものに基づいてやっているところもございます。ただ、今、現状としては担当部門がそこに出向いてですね、情報を聞いて、もしその所有者がもしわかるのであれば、お互い同士の指導というか、町としてもこのようにしてもらいたいという連絡があったということで進んでいますので、今後そのような形を町全体としてどうするのかという、部門部門分かれていますので、その辺は町全体として調整して、こういう部門については空き家法で対応する、こっこの部門の、例えば町道にちょっと出ちゃっているということであれば、その部分を町のほうからその所有者等に連絡をするということで進めていくしかないかなというふうに、今現状では思っているところでございます。

ここはここ、ここはこの担当ということではなくてということですよ。町としてこういう部門についてはという話なんですけど、私としては空き家

法でできることは、最終的にその特定空き家を定めてできるんですけども、空き家法、空き家等という「等」が空き地とはちょっと違うので、そこは今は担当部署で連携してやって、所有者ですね、所有者確認できたら連絡をとりながら対処をお願いしたいというふうになってるところだと思います。すいません。以上です。

小澤委員 担当部署はこの町の中のどこになるのかという話がないんですけども、今、私が言っているようなことに対して、どこの担当、担当課がどこになって、どういう対応がとれるんですかということを知っているんです。それに対する回答がない。

参事兼総務課長 これについては、一番最初に申し上げましたように、個人の土地には入れないという原則があるので、その土地の担当、どうにかできる担当というのは町にはいないということです。ただ、御相談ということであれば、環境であったり、防災であったりという、今、一番お困りの部分で御相談いただければ、真摯に対応していきたいと思います。

小澤委員 現実にはね、そういう問題があって、法定相続人がいるんだから、そちらのほうに話をしてやってくださいよと、こういうことで具体的に役場のほうに言ってるんですよ。けども、そこへ連絡をとったのかもわからない。現実にはそういった草ぼうぼうの状況の中で、自治会も手が出せない。それをじゃあということで自治会がやっちゃっていいのか、あるいは周りの個人がやっちゃっていいのか。もしその土地の権利者から勝手にやるなと言われたときに、その辺はどうするのか。その辺を役場のほうからちょっと指示をしてもらいたい。あるいはそれが危険なものだったら役場でやっちゃいますよというのかね。だって、こういう日常的問題が出てくるでしょうよ、これからも。そういう中で、法律がこうだから、この場合はできるけどこの場合はちょっとわかんない。そここのところが整理されないでずっとほっぽらかしになってるんじゃ、やっぱりまずいでしょ。その辺の対応をどうしますか。

参事兼総務課長 ここで、町でこうだと申し上げたときに、やはりちょっと、逆に言うとそれはちょっと過剰サービス…サービスじゃないな。要はそこまで権限が及ばない部分なので、個別に御相談させていただく話。例えばの話ですけど、過

去に処理した事例で、やはり民家でありました。木が出てました。町道に大分かかっていますと。周り、自治会長さんからどうにかならないかという話したときに、これは町道にかかっている部分だから、じゃあこの枝を落とさせてもらうべよといったときに、その作業を頼んだ事業団でしたか森林組合だかわかりませんが、ちょっと根元のほうから切っちゃったなということはあったような、なかったようなことがありました。そういったような対応は個別な話としてできますけど、ここで町が必ずとか、その御答弁はちょっと勘弁させていただければと思います。

小澤委員 ということは、その事例事例に具体的なものが出たときに、個々に対応していこうと、そういうことで。その窓口は総務課でいいんですか。

参事兼総務課長 今回のお話、正直私どもで初耳です。どちらに御相談されたかわかりませんが、どちらでも構わないと思います。それが防災上の観点なのか、環境の問題なのか。それで先ほど申し上げましたけど、それに対しては真摯に対応していきたいと考えます。

小澤委員 終わりますけども、やはりそういうようなことに対して1日延ばしでずるとさせていちゃいけないと思うんでね、やはり町民の中から、あるいは自治会長の中からそういう声が出てきたときには、やっぱり迅速に対応していただきたい。そういうことをお願いして、今回の問題も総務課長が初耳だと言うんで、早速自治会長のほうから申し入れをするようにしますので、よろしくをお願いします。

委員長 ほかに。ありますか。ほかにあるようではすけれども、ここで一時、暫時休憩をさせていただきたいと思っておりますけれども。1時から再開したいと思っておりますけど、それでよろしいですか。（「異議なし」の声あり）それではここで暫時休憩をいたします。再開は1時より行いますのでよろしくお願いいたします。
(11時54分)

委員長 休憩を解いて再開いたします。
(13時00分)
引き続き82ページから121ページの審査を進めたいと思います。御質問のある方は挙手をお願いいたします。

大舘委員 111ページのし尿処理費の中で13委託料、し尿処理委託料がありますけれ

ども。先日公共下水整備エリアの中で、まだ未接続世帯が大分あるようすが。その世帯のですね、し尿処理についてどのような取り扱いになっているのかちょっと、それ1点お聞きします。

それとですね、次に121ページの商工振興費がですね、不用額が401万5,245円あるわけですけれども、町の振興等に使う経費がですね、400万を超えてるといのがね、どのような…商工振興費ですよ。（私語あり）だけど同じ節でさ、次のページも絡んでるんだよ。切り方が悪いの。

議 長 商工費の前までだよ。林業費までだ。商工費は次だ。

大 館 委 員 商工費の前までで切ったの。ただ121ページと言った。はいはいわかりました。

委 員 長 すいません、申しわけないです。農林水産費のおしまいのところまでです。

大 館 委 員 じゃあその1点だけをお伺いします。

環境上下水道課課長補佐 し尿処理の件数につきましては167世帯がし尿処理というふうになってございます。そのうち町営住宅が68世帯ありますので、167引く68は99世帯が民間世帯なんですけども。普通の世帯ですね、と借家とアパートというふうな形になってます。そのし尿処理のお宅についても下水道の依頼はやってございます。下水道への接続の依頼をお願いしてございます。

大 館 委 員 そういうこと聞いてるんじゃないくて、未接続世帯の処理もこの中で処理してるわけでしょう。それがどのくらいでどういった対応をされてるのかって聞いてるんです。接続してくださいってお願いしてますっていう話じゃないんです。意味が違う。わかりましたか。委員長、整理をお願いします。

委 員 長 し尿処理の委託の件数ですね。委託の金額。

大 館 委 員 はい、いいです。じゃあわからなければ結構です。聞きません。以上。

委 員 長 いいですか。ほかにございますか。

大 館 委 員 委員長をお願いします。やっぱり聞かれたことをね、きちっと把握して、それに的確な判断をしてくださいと。私の聞いてることが全くとんちんかんなことを聞いてますか。委員長の判断はどうですか。委員長の判断としてどうですか。聞いてる意味がわかんない。

委 員 長 的確な答弁をお願いしたいと思っておりますけれども、もう一度質問をお願いします

ます。

大 館 委 員 理解できなかったようですから、一応断りましたけど再度質問をお許しく
ださい。このし尿処理委託料の中にね、公共下水エリアの中で接続してない
人たちの処理もしてるわけでしょ、この中で。それはどのような取り扱いを
してますかって聞いているんだ。じゃあ公共下水が布設してないところはいいん
ですよ。このままでいいんですけども。本来なら当然公共下水に接続して、
これが発生しないわけですよ。合併浄化槽にしる単独浄化槽にしる。それも
ちゃんとそのエリアの人の合併浄化槽もちゃんと処理してるでしょ。だから
それがね、どのような形で対応されてますかって聞いているの。

委 員 長 わかりましたか。質問の意味。

大 館 委 員 これはね、委員長いいですか。これの問題はね、ずっと以前からつながっ
てるの。一番最初に質問したのがね、山岸勝議員ですよ。古い話になるけど。
それからずっと引きずってきてるんです。それでその都度あやふやな答弁で
引きずってきちゃってるの。本来であれば当然公共下水につながなくちゃい
けない人が、このエリアでない人たちと同じ処理費で、処理料金で処理して
もらってるの。本来であれば加算すべき話じゃないですか。公共下水へつな
がなきゃいけないんだから。そういう義務がある、発生してるわけ。その差
額をどのように考えているのかね。そういう対応についても、こういう案件
がありますからね、絶対に接続してもらわなきゃ困りますよと。次に合併浄
化槽の処理するときには倍額になりますよとかさ。そういう話までしてもら
わないとなかなか接続しないと思うよ。だからいつまでも…これ本当に負担
の不公平ですよ。関係ないところの人たちと同じ負担金では不平等でしょ
ねって言ってるんですよ。それ昔っから、さっきも言ったように山岸さんが
現職のときにずっと引き継いで、自分自身も何回も質問してると思う。それ
で、ただここでね、見えてこないから。八十何件あったよね、たしか接続し
てない世帯がね。この前の報告では、99か。その人たちは本来であればこれ
で処理するんじゃないで、ほかの別枠で処理しなきゃいけない。料金がもっ
と高い料金でね。と思うの。それは公共下水を引いてないと同じ人と単
価同じじゃ、何にもだってペナルティーを課せられない。接続しなきゃもう

けたよってというような感覚になっちゃうわけだよ。だからそこで何かペナルティーをかけて料金を差別化しないと公平性に欠けるでしょって言ってるの。私はそういう質問をしてるんです。

委員長 はい、いかがですか。

環境上下水道課係課係長 内容はわかりました。大変難しい問題なんでちょっと答弁はちょっとできません。

環境上下水道課長 ただいまの不公平の問題というのは、気持ちとしてよく理解できるところでございます。ただ下水道未接続のときに、全協の席でお話しさせていただきましたが、未接続世帯の方にも、経済的あるいは高齢者、もろもろの事情がおありの方がいらっしゃいました。その辺含めてですね、一概に別枠料金という方法でペナルティーを与えてしまってもいいものかどうか。この辺はよくよく検討しないと、なかなか次の方法が出ないというふうに私は考えております。昨今の罰則の話等も、これまでもいろいろと出ておられると思いますけれども、その辺もですね、やはり確かに接続しなさいという義務ありますけれども、その辺の法どおりにできてないことに対して、一応法ではですね、罰則規定ございませんので、それを一行政が外出しといいますか、そういう形でそういう罰則を設けるのが正しいのかどうなのかというのは、よくよく検討していきたいかと思っております。

大 館 委 員 それはわかります。税もね、低所得者とかそういうのは減免措置がなされてるんじゃないですか。だからちゃんと条例で整備をして、そういう人たちには減免をする。当たり前で生活できている家庭もこの中にあるわけでしょ、99件の中には。全員が低所得者で生活に困窮してる人だけじゃないわけでしょ。と思いますよ。99人全部所得税免除されてる家庭じゃないでしょ。普通に生活できてる方が、低所得者とか税の負担を免除されてる人たちと同じ扱いを受けることは公平性に欠けてるんじゃないですかと思って質問してるんですよ。だから今課長が言われるようにね、それらの整備も町の条例なり何なりできちっと決めてもらって、もうそれは減免できるものはしてあげる。もう当然それなりの資産もあり、所得もありそうな家庭については、接続しない限りは。だってほかの人に接続した人と比べたら不公平でしょうに。だ

からそういうのをなくすためにきちっと取り扱いをしなきゃいけないんじゃないかなということで質問してるんですよ。と思いますけどどうですか。

環境上下水道課長 その方法も検討の一つには入れさせていただきますが、下水道未接続解消のときに、特段考慮するような事情がない御家庭に対しては、今後も戸別訪問しながらやっていくということを私お話しさせていただきましたので、それと並行しながら、なるべく公平性を頭に入れながら考えていきたいなと思っております。

大 舘 委 員 接続しない理由の説明の中でね、まだ合併浄化槽にしたばかりだとか、そういう理由もあったわけじゃないですか。そういうもろもろいっぱい条件があるんで、ちゃんときちっとした町の姿勢というか、必ずしも罰則を与えるとかそういうことじゃなくて、本当に負担の公平性を考えたら、そこまでやらないとおかしいと思うんだ。何年もですよ、ずっと。1年や2年じゃないわけですから、トータルしたら相当の額になると思う。ですからそれじゃいけないと思うんです。接続してくれてる人たちに対して不公平でしょ。だからやっぱり町は町の責任としてそういう整備をしていかなきゃいけないのかなど。ぜひやってください。

委 員 長 よろしいですか、それで。はい。ほかに質問のある方。

(「なし」の声あり)

ないようですので、次に進みたいと思いますけれども。暫時休憩いたします。1時25分まで。次は121ページから145ページ、商工費、土木費、消防費を行います。その間職員の方は入れかえをお願いいたします。(13時15分)